

# F D C 商標「尾州マーク」の使用規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人一宮地場産業ファッションデザインセンター（以下「F D C」という。）が所有する商標「尾州マーク」（以下「商標」といい、別表1のとおり。）を製品等に使用する場合の承認に必要な事項を定め、もってこの商標を活用し、消費者に訴求することで尾州産地の価値向上を図ることを目的とする。

(商標使用承認の条件)

第2条

商標使用承認の条件は次の各号のすべてに該当する生地又はその生地を用いた製品（以下「製品等」という。）とする。

- (1) 織布、編立及び整理加工の2工程が尾州産地（別表2のとおり）で行われた製品等であること。
- (2) 尾州産地で培われた技術的優位性や意匠性を活かして製造されたものでモノづくりのストーリーを消費者に訴求することができる製品等であること。

(承認手続き)

第3条

商標使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、商標使用承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に関係資料を添えてF D C理事長に提出しなければならない。なお、申請者は尾州産地において生地を製造する者、生地卸をする者、製品を企画する者又は販売をする者とする。

- 2 F D C理事長は、前項の申請内容に基づき審査し、その生地又は製品が前条の条件に合致し、次条に規定する責務を誠実に履行すると認められる申請者に対し、商標使用を承認するものとする。
- 3 F D C理事長は、申請者に商標使用を承認するときは商標使用承認通知書（様式第2号）を、又は商標使用を承認しないときは承認しない理由を付して、使用不承認通知書（様式第3号）を送付するものとする。

(承認を受けた者の責務)

第4条

商標使用の承認を受けた者は、次の各号に定める条件を遵守しなければならない。

- (1) 製品等の製造・販売及び商標の取り扱いについて、関係事業者とともに適正な管理をすること
- (2) 製品等の購入者からの苦情については、適正に対処するとともに速やかにF D Cに対して報告をすること。
- (3) 消費者からの問い合わせに対して、誠実かつ良心的な対応をすること。

(商標の使用)

第5条

F D Cは、承認を受けた者に、F D Cで製作した商標の吊下げタグ（下げ札）又は織ネームを実費で交付する。

- 2 承認を受けた者は、F D Cに事前に協議の上、商標を用いた吊下げタグ（下げ札）又は織ネームを自己の負担で製作し、使用することができる。ただし、使用に当たっては第3条に規定する手続きを要する。
- 3 商標の承認期間は、承認日から3年間とする。

(商標使用承認の例外)

第6条

FDCが商標を使用し製作したポスター等は、使用承認を受けていない者に対しても配布し、使用承認を受けていない者の利用に供することができる。

- 2 尾州産地において繊維製造業又は繊維卸売業を営む者は、新たに開発した製品を販売先等に提案する場合においては、前条第2項に準じその提案資料に商標を用いることができる。ただし、製品として販売するに至り商標使用の承認を求める場合は、第3条に規定する手続きを要する。
- 3 尾州産地において繊維製造業又は繊維卸売業を営む者は、FDCに事前に協議の上、商標をポスター、チラシ、ホームページ等の告知、宣伝媒体に無料で、加工及び使用できる。ただし、その製作費用は、承認申請者の負担とする。

(承認の取り消し等)

第7条

第3条第3項の商標使用承認通知後、第2条の商標使用承認条件に該当しないと判明した場合及び第4条の承認を受けた者の責務に反したとFDC理事長が認めたときは、直ちに承認の取り消しを行い即時販売の中止を命令するとともに、今後の使用の不承認のほか、損害金の請求など法的措置をとることがある。

(公表)

第8条

FDCは第3条の規定により使用を承認したときは、申請者、製造事業者及び販売事業者の会社名、住所等の申請書に記載された内容を公表する。

(補則)

第9条

この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に理事長が定める。

付 則

この規程は平成28年4月1日から施行する。

別表 1



別表 2

愛知県	愛西市、あま市、一宮市、稲沢市、犬山市、岩倉市、北名古屋市、清須市、江南市、津島市、名古屋市、弥富市、大口町、大治町、蟹江町、扶桑町、飛島村
岐阜県	大垣市、海津市、各務原市、岐阜市、羽島市、瑞穂市、安八町、笠松町、岐南町、神戸町、輪之内町